

森林環境譲与税の譲与基準の更なる見直しを求める意見書

我が国の森林は国土の7割を占め、地球温暖化防止や国土保全、水源涵養等の公益的機能を有しており、国民全体に様々な恩恵をもたらしている。

これらの機能を十全に果たすべく、間伐などの森林整備を着実に実施していくための財源として令和元年度から森林環境譲与税の譲与が開始された。

現在、地方公共団体では森林経営管理制度等に基づき、管理が行き届いていない森林の整備のため、森林所有者への意向調査等に取り組んでいるが、所有者不明や境界未確定森林の存在、担い手の不足等により、想定以上のコストがかかっている。

また、近年多発する豪雨によって起こる土砂崩れや洪水、浸水といった下流域の住民にも被害が及ぶ災害から国民を守るためには、様々な課題に対応した森林管理を進めていくことが必須となっている。

本市は森林環境譲与税を活用し、こうした様々な課題への取組を進めている。森林環境譲与税の譲与基準は、今年度から私有林人工林面積の譲与割合を100分の55とし、人口の譲与割合を100分の25とする見直しが行われたが、面積の約7割を森林が占める本市において、森林整備や人材育成・担い手確保といった取組を今後本格化させていくためには、これらの事業を推進する費用に不足が見込まれ、更なる財源の確保が必要となっている。

一方で、首都圏をはじめとする森林の少ない大都市では十分に活用されない事例も散見されるなど、森林環境譲与税が効果的に配分されていない状況が発生している。

よって、国におかれては、森林の多い地方公共団体が必要な森林整備をより一層推進することができるよう、森林環境譲与税の譲与基準について、需要実態を踏まえた配分や、人工林が少ない地方公共団体でも一層の取組が進むよう、算定において私有林人工林に加え天然林面積の反映も図るなど、実情を踏まえた配分割合の見直しなどについて引き続き検討されるよう強く要望する。

記

1 森林の多い地方公共団体が必要な森林整備をより一層推進することができるよう、森林の多い地域への森林環境譲与税の配分割合を高めるよう譲与基準の更なる見直しを行うこと。

２ 森林の有する公益的機能は、人工林のみで果たされるものではなく一体的に管理されている状況を鑑み、私有林人工林面積とされている算定基準に私有林天然林面積を含めること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和６年１２月２０日

岐阜県瑞浪市議会

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

農林水産大臣

内閣官房長官